

答申書

「有田町の適正な下水道使用料及び
水道料金のあり方について」

令和8年10月8日

有田町上下水道事業審議会

1. 適正な下水道使用料のあり方について

前回の審議会で見送られた下水道使用料の増額改定について、現金収支が基準外繰入金の有無によりどうなるのかということをもとに検討を行った。

有田町の下水3事業（公共下水道事業、公共浄化槽事業、農業集落排水事業）は、独立採算制を原則とする公営企業として運営を行ってきた。

しかし、実際は維持管理費等の経費をまかなえるだけの料金収入を確保できておらず、一般会計からの基準外繰入金により事業を持続している。

有田町の人口は年々減少しており、ますます経営が厳しくなる予測とされ、町全体の財政状況を考えると、より適正な使用料金体系への見直しを行う必要がある。

しかしながら、適正な使用料金体系へ見直しを行った場合、公共下水道事業を除く公共浄化槽事業、農業集落排水事業は非現実的な額の値上げ幅が必要になる。

現在下水3事業は統一料金となっており、地域により料金に差を設けることは、町民の不公平感が増し、理解を得られないと結論づけた。

きれいな水を川や海にもどし水環境を整備することを目的とする本事業を継続させるためには大幅な料金改定が必要であるが、現在の社会情勢を考慮し、今できる最大限の使用料金の増額改定をすることが望ましい。

記

- (1) 改定後の下水道使用料は、別表のとおりとし、20%の増額改定を行う。
- (2) 実施時期については、令和9年4月に請求する使用料金から適用する。

附帯意見

- ① 下水道使用料の値上げは町民の生活に直結することであるため、実施までの期間においては、町民への丁寧な説明を行い周知に努められたい。
- ② 料金改定後においても、できるだけ経費削減に努め常に町全体の財政状況を考え事業を運営されることに努められたい。
- ③ 健全な事業運営のために、事業の根本的な改革を視野に入れ、今後も考察を続けてもらいたい。

別表

下水道使用料金表（税抜）

基本料金		従量料金	
～10m ³	2,040円	11m ³ ～20m ³	180円
		21m ³ ～50m ³	210円
		51m ³ ～100m ³	240円
		101m ³ ～	280円

2. 適正な水道料金のあり方について

有田町の水道事業は、高度経済成長期に整備された水道管や施設の老朽化が顕在化しており、その更新のための建設改良費や、維持費用の増加が見込まれる。

一方で、有田町の人口は減少傾向にあり、今後給水収益の大きな増加は見込めない。

独立採算制を原則とする水道事業を持続させていくためには、経費削減を継続することはもとより、更新費用をまかなうために、より適正な料金体系への見直しを行う必要がある。

安全な水道水を安定して供給し、健全な経営を維持するためには、水道料金の改定が必要である。

前回の審議会にて答申があった、料金改定後 5 年を目途に、10%を目安とした増額改定について、下記のとおりとしたい。

記

- (1) 改定後の水道料金は、別表のとおりとし、10%の増額改定を行う。
- (2) 実施時期については、令和 10 年 4 月に請求する使用料金から適用する。

附帯意見

- ① 水道料金の値上げは町民の生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けて、町民への丁寧な説明に努められたい。
- ② 料金改定後においても、効率的な事業経営や行財政改革を継続し、健全な経営が維持できるよう努められたい。
- ③ 高度経済成長期に整備した施設の大量更新や大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成、技術継承に努められたい。

別表

水道料金表（税抜）

基本料金		従量料金	
メーター口 径	金額（1 箇月につき）	使用水量	金額（1 m ³ につ き）
13mm	822 円	8 m ³ まで	114 円
20mm	2,150 円		
25・30mm	4,933 円	9 m ³ から 15 m ³	215 円
40mm	15,180 円		
50mm	22,770 円	16 m ³ 以上	240 円
75mm	56,925 円		

3. 有田町汚水事業の経営戦略の見直し

汚水事業の経営戦略については、令和4年度に作成され、その後の10年間についての計画とされている。この経営戦略は5年毎の見直しをする必要があることから今回、現時点での数値を基に修正された。また投資財政計画は、今回の料金改定について数値を反映させたものになっている。

今後も5年毎に見直しを行い、実情に沿った数値で経営の戦略を立て、料金改定の資料として活用できるように努められたい。

4. 有田町水道事業の経営戦略の見直し

水道事業の経営戦略については、令和元年度に作成され、その後の10年間についての計画とされている。この経営戦略は5年毎の見直しをする必要があることから今回、現時点での数値を基に修正された。また投資財政計画は、今回の料金改定について数値を反映させたものになっている。

今後も5年毎に見直しを行い、実情に沿った数値で経営の戦略を立て、料金改定の資料として活用できるように努められたい。

添付資料

1. 有田町上下水道事業審議会委員名簿
2. 審議経過
3. 有田町上下水道事業審議会条例

有田町上下水道事業審議会委員名簿

氏 名

- | | |
|-------|---------|
| 1 会 長 | 藤 一 郎 |
| 2 副会長 | 深 川 祐 次 |
| 3 | 川 原 耕 洋 |
| 4 | 手 塚 英 樹 |
| 5 | 西 田 智 之 |
| 6 | 福 島 スミ子 |
| 7 | 松 尾 文 則 |

(五十音順・敬称略)

その他 アドバイザー 日本下水道事業団 加藤 壮一

	開催日時・会場	審議内容等
第 1 回	令和 8 年 2 月 5 日（木） 13 時 30 分より 庁舎別館 3F 中会議室	(1) 委員委嘱 (2) 会長、副会長選任 (3) 諮問 (4) 有田町下水 3 事業の概要
第 2 回	令和 8 年 6 月 22 日（月） 13 時 30 分より 庁舎別館 3F 中会議室	(1) 前回のふりかえり (2) 基準外繰入なしの時の下水 3 事業 の必要な使用料について (3) 現実的な改定率と料金体系の協議
第 3 回	令和 8 年 8 月 3 日（月） 10 時 30 分より 庁舎別館 3F 中会議室	(1) 下水道使用料の改定時期の協議 (2) 水道料金の値上げの率と時期につ いて協議 (3) 答申（案）の内容協議について
4 回	令和 8 年 9 月 29 日（火） 16 時 30 分より 庁舎別館 3F 中会議室	(1) 有田町汚水 3 事業、水道事業の経 営戦略（案）について協議 (2) 答申（案）の内容確認

○有田町上下水道事業審議会条例

平成18年3月1日

条例第133号

(設置)

第1条 有田町水道事業及び汚水処理整備事業の健全な運営に関し必要な事項を調査し、及び審議するため、有田町上下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 民間団体の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、前項の規定にかかわらず、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

(職務権限)

第5条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、町長の諮問に応じ、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要に応じ関係者の出席を求めて意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成20年条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。